

研究大学強化促進事業フォローアップ実施要領

平成27年7月29日

研究大学強化促進事業推進委員会

1. 目的

本フォローアップは、本事業を実施する各研究機関(以下、「研究機関」という)の事業の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて、指導・助言を行い、各研究機関の事業の着実な実施を促進することを目的とする。

2. フォローアップの方法等

- (1) フォローアップは、研究大学強化促進事業推進委員会(以下、「委員会」という)において、中間・事後評価の実施年度を除き、原則として、毎年度実施する。
- (2) フォローアップは、各研究機関から提出された「研究大学強化促進事業」進捗状況報告書(以下、「報告書」という)及び関係資料に基づき、実施する。
- (3) フォローアップの効率的な実施を図るため、研究機関ごとに、フォローアップ担当委員(以下、「担当委員」という)を原則として、委員会委員の中から、2名程度選任する。担当委員は、書面評価及び必要に応じ、ヒアリング又は現地調査等の方法により評価を行い、その結果を踏まえ、委員会において全委員の合議により、フォローアップ結果を取りまとめる。

3. フォローアップの項目・観点

フォローアップ項目は、以下のとおりとする。

[フォローアップ項目]

- (1) 「実現構想の推進体制」の進捗状況について
- (2) 「研究力強化の方針」の進捗状況について
- (3) 「研究力強化の方針に基づき取り組む制度改革等」の進捗状況について
- (4) 「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Aメニュー》」の進捗状況について
(研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材群の確保・活用に関する取組)
- (5) 「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Bメニュー》」の進捗状況について
(Aメニューと効果的に組み合わせる実施する、その他の研究環境改革の取組)
- (6) 「審査結果コメント」への対応について
- (7) 「大学改革等の動向」を踏まえた今後の対応について

応募段階で提出のあった「研究力強化実現構想」に記載した内容を踏まえ、それらの進捗状況・実績から、以下の観点により、フォローアップを行う。

[フォローアップの観点]

- ① 当初の構想・計画に沿って、着実に事業が進捗しているか、
- ② 進捗状況から見た現状・自己分析を通じた課題の把握と適切な対策が講じられているか、
- ③ 大学改革等の動向を踏まえた現状・自己分析を通じて、今後、本事業にどのように反映させようとしているのか

なお、「リサーチ・アドミニストレータを育成・確保するシステムの整備」(リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備)事業を実施している研究機関のフォローアップにおいては、当該事業に係る進捗状況評価等の結果を考慮するとともに、当該事業との相互連携が図られているかの観点からフォローアップを行う。

4. ヒアリング又は現地調査

書面評価の結果に基づき、ヒアリング又は現地調査の実施が必要と判断した場合は、以下により、実施する。

ヒアリング又は現地調査の進め方等は、以下を目安とするが、効果的な実施のため、やむを得ない場合は、担当委員の判断により、必要な範囲で変更することができる。

担当委員は、ヒアリング又は現地調査の内容を踏まえ、フォローアップ結果に反映させる。

(1) ヒアリング

- ・実施機関による説明
 - ・質疑応答
 - ・審議及びコメントの記載
 - ・説明者は、各研究機関で6名以内とする。
 - ・説明資料として、報告書及び関係資料のほか、プレゼンテーション資料を使用できる。
- } 60分程度

(2) 現地調査

- ・担当委員打合せ
 - ・責任者との質疑応答
 - ・研究者、URA等の意見交換
 - ・研究現場、施設等の視察
 - ・講評
- } 4時間程度

5. フォローアップ結果

フォローアップ結果は、下表の5段階の評価及びコメントで構成する。

評点区分	評定の目安
S	特筆すべき進捗状況にある
A	順調に進んでいる
B	おおむね順調に進んでいる
C	やや遅れている
D	大幅に遅れている

6. 守秘の徹底

- (1) フォローアップの過程は非公開とする。
- (2) 委員は、フォローアップの過程で知ることのできた情報を他にもらしてはならない。

7. 利害関係者の排除

委員は、研究機関との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないものとする。

- (1) 委員が研究機関の役員、職員、教員等として在職(就任予定を含む)している場合
- (2) 委員が研究機関の事業遂行において密接な関係(監事、経営協議会委員等)を有する場合
- (3) 委員が機関の長と親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係を有する場合
- (4) その他委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

8. フォローアップ結果の報告等

- (1) 委員会は、フォローアップ結果を取りまとめ、研究振興局長に報告するものとする。
- (2) 研究振興局長は、上記報告に基づき、フォローアップ結果を当該研究機関に対して通知するとともに、報告書の「進捗状況概要」とともに、公表する。また、補助金の配分に活用する。

9. その他

委員会は、上記のほか、各研究機関の効果的・効率的な取組、他の研究機関への波及効果が期待できる取組等について把握し、各研究機関の取組にフィードバックすることを目的として、研究機関を訪問し、関係者から広く意見を聴取することができる。